

令和6年5月24日

県土整備部において電子入札で執行する建設工事の
指名競争入札の取扱いについて

本県の建設業行政については、平素から御協力をいただき、誠にありがとうございます。

県土整備部では、令和6年7月1日以後通知を行う建設工事の指名競争入札において、入札参加者が1者であった場合であっても、電子入札で執行したものについては入札を中止しないこととしたのでお知らせします。